

青森県報

第二十六号

令和元年
七月三日
(水曜日)

目次

告 示

- 生活保護法による医療機関の指定……………(健康福祉課) ……一
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定……………(同) ……一
- 生活保護法による介護機関の指定……………(同) ……一
- 右 ……(同) ……二
- 生活保護法による指定介護機関の廃止の届出……………(同) ……二
- 右 ……(同) ……二
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止の届出……………(同) ……三
- 右 ……(同) ……三
- 建設業者の許可の取消し……………(東青地域局) ……三
- 右 ……(同) ……四

告 示

示

青森県告示第百八十号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

令和元年七月三日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 日
さいくりニック	下北郡佐井村大字佐井字大佐井川目三八の一	平成 三・四・三

青森県告示第百八十一号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)以下「例による生活保護法」という。第四十九条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

令和元年七月三日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 日
さいくりニック	下北郡佐井村大字佐井字大佐井川目三八の一	平成 三・四・三

青森県告示第百八十二号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定によ

り、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

令和元年七月三日

青森県知事 三 村 申 吾

居宅介護事業者	名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業の種類	名 称	所在地	指定期限
	社会福祉法人 和森会	上北郡東北町 上北二丁目 三三の三〇五				

青森県告示第百八十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

令和元年七月三日

青森県知事 三 村 申 吾

介護予防事業者	名 称	主たる事務所の所在地	介護予防事業の種類	名 称	所在地	指定期限
	社会福祉法人 和森会	上北郡東北町 上北二丁目 三三の三〇五				

青森県告示第百八十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用

する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和元年七月三日

青森県知事 三 村 申 吾

居宅介護事業者	名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業の種類	名 称	所在地	廃止年月日
	社会福祉法人 三笠苑	平川市館田西 和田一九五				
居宅介護事業者	名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業の種類	名 称	所在地	廃止年月日
	社会福祉法人 青森社会福祉振興団	むつ市十二林 一の一三				

青森県告示第百八十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和元年七月三日

青森県知事 三 村 申 吾

介護予防事業者	名 称	主たる事務所の所在地	介護予防事業の種類	名 称	所在地	廃止年月日
	社会福祉法人 三笠苑	平川市館田西 和田一九五				
介護予防事業者	名 称	主たる事務所の所在地	介護予防事業の種類	名 称	所在地	廃止年月日
	社会福祉法人 青森社会福祉振興団	むつ市十二林 一の一三				

青森県告示第百八十六号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和元年七月三日

青森県知事 三 村 申 吾

居宅介護事業者		居宅介護事業の種類		居宅介護事業所		廃止年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	名称	所在地	
社会福祉法人三笠苑	平川市館田西和田一九五	訪問看護	三笠訪問看護ステーション	平川市館田西和田二〇一の二	令和元年・五・三	
社会福祉法人青森社会福祉振興団	むつ市十二林一の一の一三	訪問入浴介護	みちのく訪問入浴介護ステーション	むつ市十二林一の一の一三	令和元年・六・三〇	

青森県告示第百八十七号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和元年七月三日

青森県知事 三 村 申 吾

介護予防事業者		介護予防事業の種類		介護予防事業所		廃止年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	名称	所在地	
社会福祉法人三笠苑	平川市館田西和田一九五	介護予防訪問看護	三笠訪問看護ステーション	平川市館田西和田二〇一の二	令和元年・五・三	
社会福祉法人青森社会福祉振興団	むつ市十二林一の一の一三	介護予防訪問入浴介護	みちのく訪問入浴介護ステーション	むつ市十二林一の一の一三	令和元年・六・三〇	

公 告

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和元年七月三日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社キョーヤ
- 二 代表者の氏名 西田文則
- 三 主たる営業所の所在地 青森市大字荒川字柴田一〇二の一
- 四 許可番号 青森県知事許可（般―二六）第一〇〇七四二号
- 五 取消年月日 令和元年五月二十一日
- 六 取消しに係る建設業の許可 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実

平成三十一年三月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当す

る。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和元年七月三日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社澤田工業
- 二 代表者の氏名 澤田秀勝
- 三 主たる営業所の所在地 青森市大字石江字江渡五一
- 四 許可番号 青森県知事許可（般―二九）第一〇〇一―一五号
- 五 取消年月日 令和元年六月七日
- 六 取消しに係る建設業の許可
土木工事業及びとび・土工工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成三十一年四月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

（発行所・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青 森 県

（印刷所・販売人）
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭